

# 山梨県高齢者向け優良賃貸住宅 家賃対策補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号。）の規定による改正前的高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「旧法」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成23年政令第237号。）の規定による改正前的高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号。以下「旧政令」という。）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成23年国土交通省令第64号。）の規定による改正前的高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年建設省令第115号。以下「旧省令」という。）及び山梨県高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱（平成14年9月24日制定。以下「制度要綱」という。）に基づいて、高齢者向け優良賃貸住宅を供給する認定事業者が制度要綱第14条の規定により家賃を減額する場合に、当該認定事業者に対し予算の範囲内において、補助金を交付することにより、高齢者の居住の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱で使用する用語は、次の各号に掲げるもののほか、旧法、旧政令、旧省令及び制度要綱の例によるものとする。

- (1) 契約家賃 高齢者向け優良賃貸住宅の入居者と認定事業者とが締結する賃貸契約上の家賃をいう。
- (2) 入居者負担額 「旧政令第2条に規定する国土交通大臣が定める算定の方法」（平成13年8月3日国土交通省告示第1295号）に規定するところにより算定した額を基準として知事が定める額
- (3) 限度額家賃 旧省令第32条の規定により算定した額

(交付対象者等)

第4条 交付の対象者、補助金の額及び交付の期間は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする認定事業者は、山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金交付申請書（第1号様式）を当該年度の4月に知事に提出しなければな

らない。ただし、この場合の契約家賃、入居者負担額、入居者数等については、当該年度の4月1日現在の数値を用いるものとする。

2 前項の規定に係わらず、新たに管理開始しようとする場合の補助金交付申請については、入居者の選定後速やかに行うものとする。

(交付変更申請)

第6条 補助金交付決定後の事情により申請の内容を変更して交付を受けようとするときは、山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金交付変更申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前2条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項の交付決定を行ったときは、山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金交付決定通知書(第3号様式)又は、山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金交付変更決定通知書(第4号様式)により認定事業者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、この補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 旧法、旧政令、旧省令、規則及び制度要綱その他関係法令に基づき行う知事の処分に違反したとき。

(補助金の請求)

第9条 認定事業者は、第7条の交付決定通知を受けたときは、4月1日から6月30日まで(以下「第1四半期」という。)の補助金を7月10日までに、7月1日から9月30日まで(以下「第2四半期」という。)の補助金を10月10日までに、10月1日から12月31日まで(以下「第3四半期」という。)の補助金を翌年の1月10日までに山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金請求書(第5号様式)により知事に請求することができる。

また、1月1日から3月31日まで(以下「第4四半期」という。)の補助金については、第11条の家賃対策補助金実績報告に基づき、第1四半期から第3四半期の精算も併せて4月20日までに山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金請求書(第5号様式)により知事に請求するものとする。

2 知事は前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、認定事業者へ交付するものとする。ただし第1四半期から第3四半期については概算で支払うものとする。

(補助金申請及び受領等の委任)

第10条 認定事業者は、補助金の申請、請求及び受領に関する業務について公社に委任するものとし、当該委任をしたときは、認定事業者は山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金委任事項報告書（第6号様式）により知事に報告するものとする。

2 前項に規定する委任は、山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金に関する委任状（第7号様式）により行うものとする。

（実績報告）

第11条 認定事業者は、当該年度における補助事業が完了したときは、山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金実績報告書（第8号様式）により、その翌年度の4月10日までに知事に報告しなければならない。

（額の確定）

第12条 知事は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金の額の認定通知書（第9号様式）により認定事業者に通知するものとする。

（証拠書類の保存）

第13条 認定事業者及び公社は、補助金に係る書類を常に整備して保管するものとし、当該年度終了後5年間保存しなければならない。

（報告等）

第14条 知事は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、入居者、認定事業者及び公社に対し、報告を求め、帳簿、書類その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。

附 則

この要綱は、平成14年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

交付の対象者	補助金の額	交付の期間
認定事業者	<p>契約家賃と入居者負担額との差額に管理月数を乗じて得た額（日割りの額を含む。）とする。ただし、契約家賃から入居者負担基準額を控除した額に管理月数を乗じて得た額（日割り額を含む）を限度とする。また、空家の期間は補助の対象としない。</p> <p>なお、補助金の額の算定に当たっては、千円単位の額となるものとし端数は切り捨てるものとする。</p>	<p>管理開始日から10年間（10年を経過した時点で入居中の者にあつては、その入居者が退去するまでの間（管理開始後20年間。））を限度とする。</p>

第1号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

（申請者）

印

平成 年度山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金交付申請書

平成 年度山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金の交付を受けたいので、山梨県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 団地名等 名称  
所在地  
対象戸数 戸
- 2 交付申請額 円  
(内訳は別紙のとおり)
- 3 対象期間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで

第2号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

（申請者）

印

平成 年度山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金交付変更申請書

平成 年 月 日付け住 第 一 号で交付決定の通知を受けた標記補助金  
について、交付決定の内容を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 団地名等 名 称  
所在地  
対象戸数 戸
- 2 変更交付申請額 円  
前回交付決定額 円  
変更増△減額 円  
(内訳は別紙のとおり)
- 3 変更理由

- 4 対象期間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで

第3号様式（第7条第2項関係）

住 第 一 号  
平成 年 月 日

殿

山梨県知事

印

平成 年度山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で交付申請のあった標記補助金については、山梨県補助金等交付規則第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

1 団地名

2 対象戸数 戸

3 補助金額 円

（内訳は別紙のとおり）

4 対象期間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで

第4号様式（第7条第2項関係）

住 第 一 号  
平成 年 月 日

殿

山梨県知事

印

平成 年度山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金交付変更決定通知書

平成 年 月 日付で変更交付申請のあった標記補助金については、山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり変更交付することに決定したので、同条第2項の規定により通知する。

1 団地名

2 対象戸数 戸

3 変更交付決定額 円  
前回交付決定額 円  
変更増△減額 円

（内訳は別紙のとおり）

4 交付の条件は、変更交付決定前の補助金の条件と同様とする。



第5号様式（第9条第1項関係）

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

（申請者）

印

平成 年度山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金請求書  
（平成 年度第 四半期分）

山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり平成 年度山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金の交付を請求します。

1 団地名等 名称  
所在地  
対象戸数 戸

2 交付申請額 円  
（内訳は別紙のとおり）

3 支払先

金融機関名	預金種別	口座番号	口座名義
銀行 店	普通 当座		フリガナ

4 対象期間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで

（注） 第4四半期分の請求においては、額の決定通知書を添付すること。

第6号様式（第10条第1項関係）

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

（申請者）

印

山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金委任事項報告書

私は、山梨県住宅供給公社を代理人と定め、次の団地における山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金の申請、請求及び受領に関する事項を委任したいので、山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金交付要綱第10条第1項の規定により報告します。

団地名等 名 称

所 在 地

対象戸数 戸

第7号様式（第10条第2項関係）

## 山梨県高齢者向け優良賃貸住宅 家賃対策補助金に関する委任状

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

私は、山梨県住宅供給公社を代理人と定め、次の行為を委任します。

次の団地における山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金の申請、請求及び受領に関する一切の権限。

団地名等 名 称

所 在 地

対象戸数 戸

第8号様式（第11条関係）

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
氏 名 印

平成 年度山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金実績報告書

平成 年度山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金について、次のとおり執行しましたので山梨県補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 団地名等 名 称

所 在 地

対象戸数 戸

2 報告に係る補助金

平成 年 月 日 住 第 一 号による交付決定 円

平成 年 月 日 住 第 一 号による交付決定 円

3 補助金の執行金額 円

4 補助金の返還予定額 円

第9号様式（第12条関係）

住 第 一 号  
平成 年 月 日

殿

山梨県知事

印

平成 年度山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付で実績報告のあった標記補助金について、山梨県補助金等  
交付規則第13条の規定により、次のとおり確定します。

1 団地名

2 平成 年度山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策確定補助金額  
円

交付決定補助金額 円

交付済補助金額 円

返 還 金 額 円